

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

予防接種補助事業（被扶養者分）の実施について（通知）

会員の子育て支援の一助とするため、下記のとおり予防接種補助事業（被扶養者分）を実施しますので、貴所属所職員に周知をお願いします。

なお、令和 8 年度から補助対象となる予防接種に新型コロナウイルス感染症、带状疱疹、風しん、麻しんが加わり、接種期間も 4 月 1 日からに拡大されました。補助対象拡大に伴い、事業名も「予防接種補助事業」となります。

記

1 事業の要旨

会員の被扶養者である中学校 3 年生までの者が、下記補助対象のいずれかの予防接種を受けて自己負担金額が 3,000 円以上となった場合、請求によりその接種料金の一部として年度内に 1 回 2,000 円を補助するものです。

2 補助対象者

互助会員の被扶養者である中学校 3 年生までの者

※育児休業中や退職中の会員、海外派遣の会員及び短期組合員（会員期間中）も対象となります

※本人補助に対する事業は、公共埼第 13 号（令和 8 年 4 月 1 日付け）通知のとおりの実施。

3 補助の対象となる予防接種

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹、風しん、麻しん

4 補助の対象となる接種期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までに接種したもの

5 請求方法及び提出先

	市町村立学校教職員	総務事務システム対象者
請求方法	「予防接種補助請求書」に必要事項を記入の上、接種料金を支払った領収書（写し可）を貼付	総務事務システムに入力後、「添付書類送付票兼請求書」に接種料金を支払った領収書（写し可）を貼付
提出先	福利課 貸付・ライフプラン担当	総務事務センター分室

※総務事務システムの入力は、令和 8 年 5 月 7 日（木）から開始となりますのでご注意ください。

※事業の詳細は、埼玉県教職員互助会ホームページの事業紹介ページを参照してください。

<https://gojo-saitama.jp/business/business-711>

6 提出期限
令和9年3月15日(月) 必着

問合せ先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-14-21
教育局教育総務部福利課 貸付・ライフプラン担当
TEL 048-830-6701